市有財産売却の流れ

売却の公告	**令和８年１１月２日（月）**
↓	
入札参加申込書提出	購入希望の方は、指定の買受申込書等に所定の事項を記入のうえ、提出してください。 買受申請は、先着順にて審査を行います。 **受付期間：令和８年１１月２日（月）～令和９年３月３１日（水）** 午前８時３０分～午後５時１５分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く） ※郵送の場合は、令和９年３月３１日（水）必着 提出場所：神埼市役所　財政課行政マネジメント係（３階） 提出方法：直接持参または郵送（郵送の場合は簡易書留等） 【必要書類】 ① 買受申込書（様式１） ② 役員一覧（様式２）※法人のみ ③ 誓約書（様式３） ④ 身分証明書等（個人：身分（身元）証明書） （法人：法人登記現在事項全部証明書） ⑤ 宅地建物取引業者の資格を有することを確認できる書類 ※②～⑤について共同参加者がいる場合は、参加者ごとに作成及び提出をしてください。
↓	
入札参加資格 の確認・通知	買受者資格確認通知書を送付します。
↓	
見積通知書等の送付	**見積提出期限日等を記載した見積通知書及び見積書提出に必要な書類を送付します。**
↓	
見積書の提出及び 見積決定通知	見積通知書に記載の見積提出期限日までに見積書を提出してください。 提出された見積書に記載の額が予定価格以上の額だった場合、見積決定通知書にて見積決定を通知します。
↓	
契　約	見積決定通知を受けた日から５日以内（土日、祝日を除く）に契約を締結するものとします。 ※契約書に貼付する収入印紙は買受者の負担となります。 ※契約を締結されない場合、その見積は失効します。
↓	
売買代金の納付	売買代金を契約日から３０日以内に納付していただきます。
↓	
所有権の移転 物件の引渡し	所有権は売買代金完納と同時に移転します。 登記の手続きは市で行いますが、所有権移転登記に必要な登録免許税は買受人の負担となります。物件は現状のまま引渡します。